## 別表七(二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人又は他の通算法人が法第 57条第1項 (欠損金の繰越し) の規定の適用を受 ける場合(法第64条の7第1項第1号から第3号ま で又は第5項 (欠損金の通算) の規定の適用があ る場合に限ります。) に記載します。
- 2 「控除未済欠損金額1」の欄の記載に当たっては、 次によります。
  - (1) 当該事業年度が法第57条第2項又は第4項の 規定の適用を受ける事業年度である場合((3)に該 当する場合を除きます。)には、別表七(一)付表 一「3」の金額を記載します。
  - (2) 当該事業年度が法第57条第8項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の7第2項第1号に規定する最初通算事業年度(3(2)において「最初通算事業年度」といいます。)である場合((1)又は(3)に該当する場合を除きます。)には、「調整後控除未済欠損金額14」の金額を記載します。
  - (3) 当該事業年度が法第59条第1項又は第2項 (会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入) (同項の規定を同条第5項又は震災特例法第17条第1項 (被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例) の規定により読み替えて適用する場合を含みます。3 (3)において同じです。)の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(三)「27」の金額を記載します。
  - (4) 当該通算法人が法第57条の2第1項《特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用》に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額(法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例》の規定の適用があるものを除きます。)は、記載しません。
- 3 「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額2」の 欄の記載に当たっては、次によります。

- (1) 当該事業年度が法第57条第2項又は第4項の 規定の適用を受ける事業年度である場合((3)に該 当する場合を除きます。)には、別表七(一)付表 一「3」の欄に内書きした金額を記載します。
- (2) 当該事業年度が法第57条第8項の規定の適用を受ける事業年度又は最初通算事業年度である場合((1)又は(3)に該当する場合を除きます。)には、「調整後控除未済欠損金額14」の欄に内書きした金額を記載します。
- (3) 当該事業年度が法第59条第1項又は第2項の 規定の適用を受ける事業年度である場合には、別 表七(三)「27」の欄に内書きした金額を記載しま す。
- 4 令第131条の9第3項《欠損金の通算》に規定する10年内事業年度(以下4において「10年内事業年度」といいます。)に係る同項に規定する対応事業年度(以下4において「対応事業年度」といいます。)が2以上ある場合(法第64条の7第5項の規定の適用がある場合を除きます。)の「損金算入特定欠損金額3」及び「損金算入非特定欠損金額6」の各欄の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 「損金算入特定欠損金額3」の欄は、当該対応 事業年度開始の日の属する10年内事業年度の別 表七(二)付表一「14」の金額から当該対応事業年 度前の対応事業年度(当該10年内事業年度に係る ものに限ります。(2)及び(3)において「前対応事業 年度」といいます。)の「(1)のうち特定欠損金額 に係る控除未済額2」の金額の合計額を控除した 金額と当該対応事業年度の「(1)のうち特定欠損金 額に係る控除未済額2」の金額とのうちいずれか 少ない金額を記載します。
  - (2) 「損金算入非特定欠損金額6」の欄は、当該対応事業年度及び当該対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度に係る他の対応事業年度の「(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額5」の金額の合計額に当該10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」の割合を乗じて計算した金額か

- ら前対応事業年度の「(1)のうち非特定欠損金額に 係る控除未済額5」の金額を控除した金額と当該 対応事業年度の「(1)のうち非特定欠損金額に係る 控除未済額5」の金額とのうちいずれか少ない金 額を記載します。
- (3) 当該10年内事業年度が令和5年改正前の措置 法第66条の11の4第4項(認定事業適応法人の 欠損金の損金算入の特例)に規定する特例10年 内事業年度である場合(同条第3項の規定により 読み替えて適用する法第64条の7の規定の適用 がある場合に限ります。)における「損金算入特 定欠損金額3」の欄は、(1)にかかわらず、次に掲 げる金額の合計額を記載します。
  - イ 当該対応事業年度開始の日の属する10年内 事業年度の別表七(二)付表五「13」の金額から 前対応事業年度において生じた特例対象特定 欠損金額(令和5年改正前の措置法令第39条の 23の2第8項第1号(認定事業適応法人の欠 損金の損金算入の特例)に規定する特例対象 特定欠損金額をいいます。イにおいて同じで す。)の合計額を控除した金額と当該対応事業 年度において生じた特例対象特定欠損金額と のうちいずれか少ない金額
  - ロ 当該対応事業年度開始の日の属する10年内 事業年度の別表七(二)付表一「14」の金額から 当該10年内事業年度の別表七(二)付表五「13」 の金額及び前対応事業年度の「(1)のうち特定欠 損金額に係る控除未済額2」の金額(当該前対 応事業年度に係るイに掲げる金額がある場合 には、当該金額を控除した金額)の合計額を控 除した金額と当該対応事業年度の「(1)のうち特 定欠損金額に係る控除未済額2」の金額(当該 対応事業年度に係るイに掲げる金額がある場 合には、当該金額を控除した金額)とのうちい ずれか少ない金額
- 5 「8」から「14」までの各欄の内書には、法第64 条の7第2項に規定する特定欠損金額を記載しま す。

- 6 「通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額8」の欄は、当該通算法人が法第57条第6項に規定する時価評価除外法人(7において「時価評価除外法人」といいます。)に該当しない場合には、「0」と記載します。
- 7 「9」から「13」までの各欄は、時価評価除外法 人に該当する通算法人(令和2年改正法附則第29条 第1項《通算承認に関する経過措置》の規定によ り法第64条の9第1項《通算承認》の規定による 承認があったものとみなされた法人を除きます。) が法第57条第8項に規定する支配関係がある場合 として政令で定める場合に該当しない場合で、かつ、 同項に規定する共同で事業を行う場合として政令 で定める場合に該当しない場合において、同項に規 定する支配関係発生日以後に新たな事業を開始し たとき(8において「制限対象の場合」といいます。) についてのみ記載します。
- 8 「調整後控除未済欠損金額14」の欄は、制限対象の場合に該当しない場合には「、(10)又は(13)) 又は(別表七(二)付表四「5」)」を消し、制限対象の場合に該当する場合で、かつ、令第113条第12項(引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例)) において準用する同条第1項の規定の適用を受けない場合には、「(8)、」及び「又は(別表七(二)付表四「5」)」を消し、制限対象の場合に該当する場合で、かつ、同項の規定の適用を受ける場合には「(8)、(10)又は(13)) 又は」を消します。
- 9 「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資 産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第 112条の2第5項《通算完全支配関係に準ずる関係 等》において準用する令第112条第5項第1号《適 格合併等による欠損金の引継ぎ等》に掲げる金額 を計算する場合に記載します。この場合において、 「特定資産の譲渡等による損失の額の合計額16」及 び「特定資産の譲渡等による利益の額の合計額17」 の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙 に記載して添付します。
- 10 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生

額15」の各欄の内書には、法第57条第8項第1号に 規定する支配関係事業年度(11(2)及び12において 「支配関係事業年度」といいます。)以後の各事業 年度ごとに別表七(二)付表三「13」の欄に記載され た金額を合計した金額を記載します。この場合にお いて、「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 19」の欄の記載に当たっては、その内書きした金額 を「15」の金額から控除して計算します。

- 11 「特定資産譲渡等損失額18」の欄の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 令第112条の2第5項において準用する令第 112条第7項の規定の適用を受ける場合には「((f6) -(17))又は」を消し、その他の場合には「又は(別 表七(二)付表三「5」)」を消します。
  - (2) 支配関係事業年度以後の事業年度において生 じた欠損金額が法第58条の規定の適用がある欠 損金額である場合には、当該事業年度に係る部分 には、「0」と記載します。
- 12 支配関係事業年度以後の事業年度(令第112条の 2第5項において準用する令第112条第5項に規定 する対象事業年度に限ります。)に法第80条第5項 《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する 同条第1項又は法第144条の13第11項《欠損金の繰 戻しによる還付》において準用する同条第1項若

- しくは第2項の規定の適用に係るこれらの規定に 規定する欠損事業年度((1)及び(2)において「災害欠 損事業年度」といいます。)がある場合の記載は、 次によります。
- (1) 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額9」及び「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額12」の各欄(当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。)の記載に当たっては、当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第5項において準用する同条第1項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額(同条第13項の規定の適用がある場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額とされたもの)を「15」の金額から控除して計算します。
- (2) 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額19」 の欄(当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。)の記載に当たっては、当該災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「15」の金額から控除して計算します。